

2026年審査基準改定：「除くクレーム」の進歩性判断はどう変わるか？

「レーザ加工装置」事件で提起された批判（私見）に対し、2026年の審査基準改定がどの程度その懸念を解消するのかを明確に伝える。

BEFORE REVISION (Current Issues & Criticisms)

AFTER 2026 REVISION (New Standard & Resolutions)

第一層：阻害要因の認定論理



単なる除外＝阻害要因 ✕

引用発明の必須構成を除くだけでは阻害要因とならず、設計変更の範囲内とみなされます。



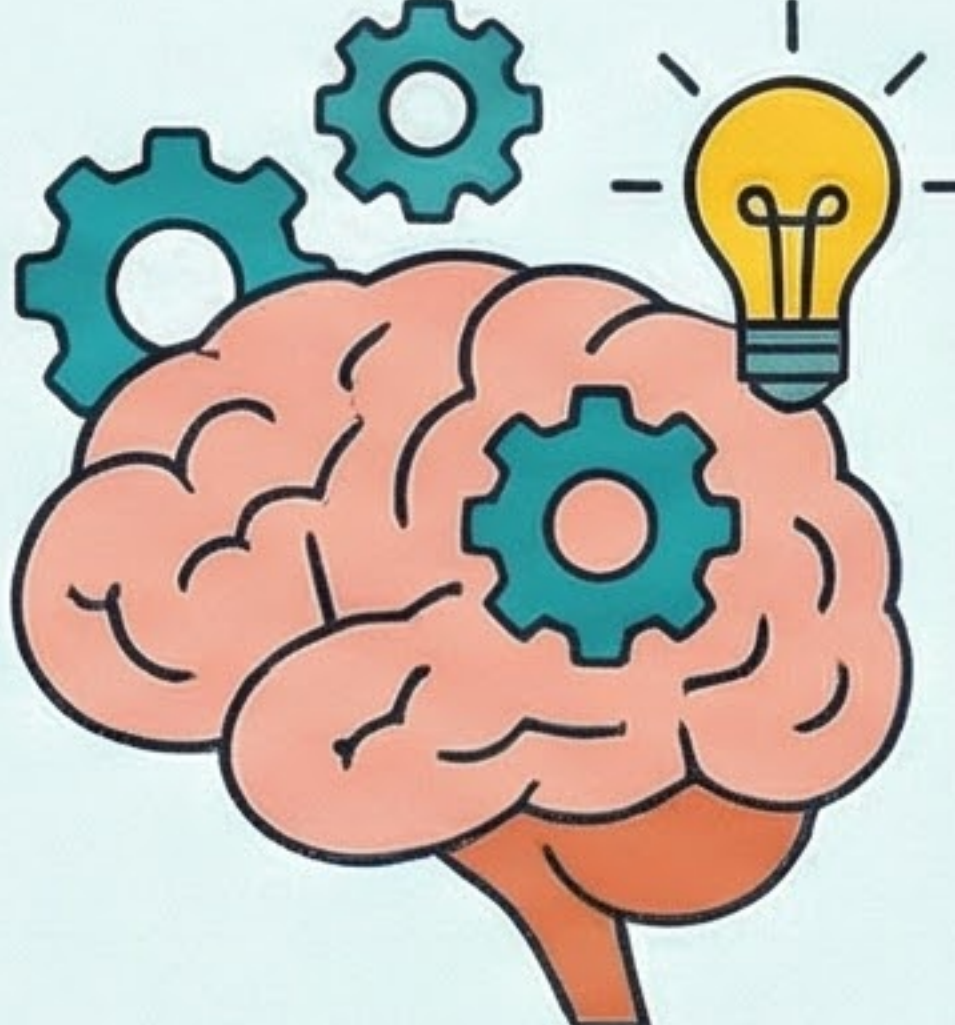
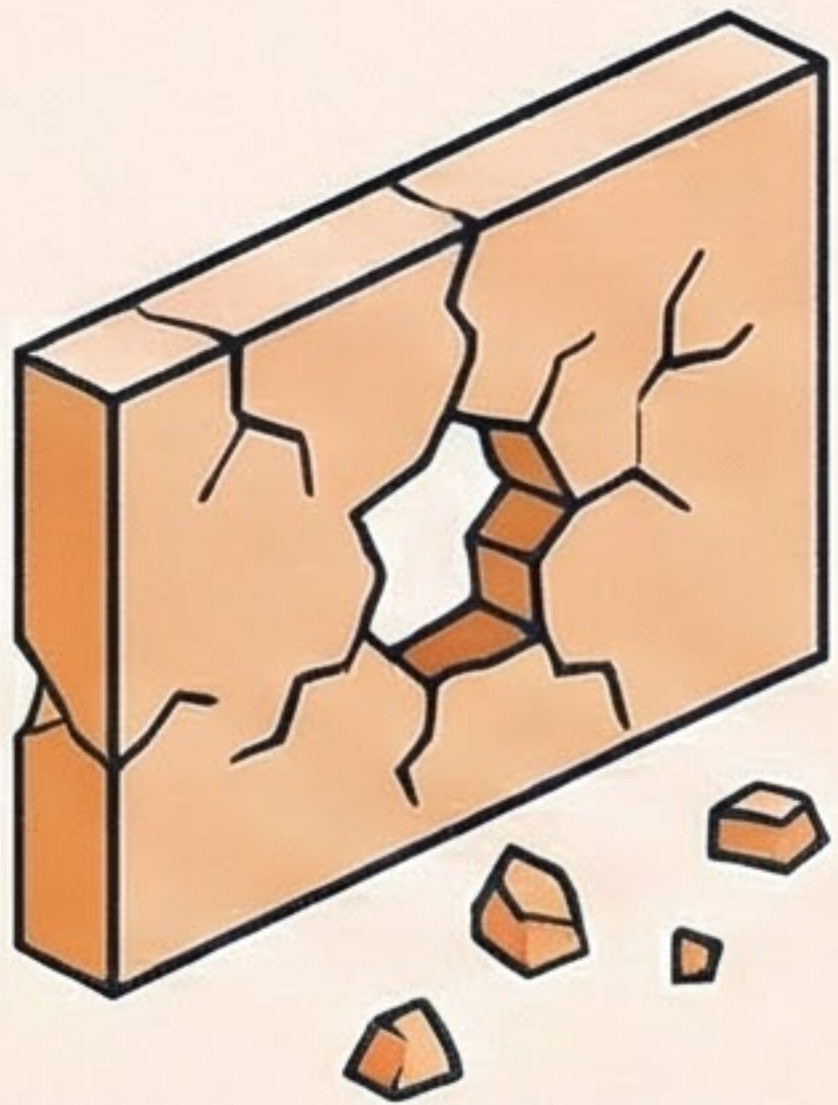
「強い阻害要因」の立証が必要に ?

改変を思いとどまらせる特段の理由がない限り、進歩性は否定される方向に厳格化されます。



当業者の視点による実質的検討の義務化

発明者の主観ではなく、技術常識に基づいた通常の創作能力の発揮かどうか問われます。



技術的常識



単なる除外＝阻害要因 ✓

引用発明の必須構成を除くだけでは阻害要因とならず、設計変更の範囲内とみなされます。



「強い阻害要因」の立証が必要に ✓

改変を思いとどまらせる特段の理由がない限り、進歩性は否定される方向に厳格化されます。

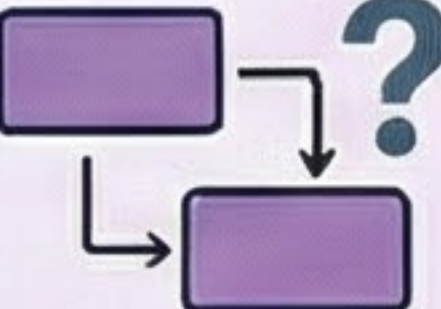


当業者の視点による実質的検討の義務化 ✓

発明者の主観ではなく、技術常識に基づいた通常の創作能力の発揮かどうか問われます。

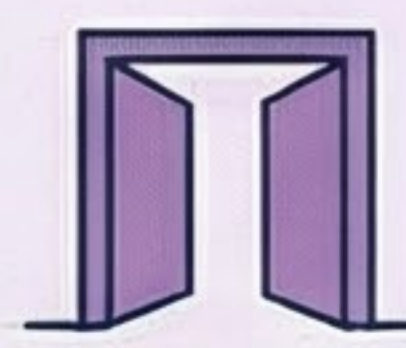
第二層・第三層：残存する課題（改定の射程外）

装置クレームにおける「用途限定」の解釈



装置クレームにおける「用途限定」の解釈

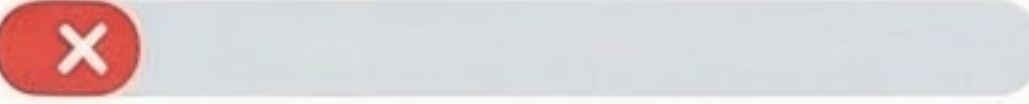
加工対象物の限定が装置の構造を特定するかという解釈論は、今回の改定の射程外です。



日本独自の「補正の自由度」は維持
欧州法の厳格な制限は導入されず、「入口（補正）は広く、出口（進歩性）で厳しく」という体制が続きます。



論点と改定案による解消状況の比較

論点（三層構造）	ブログ著者の主張・懸念	改定案による解消の程度
第一層：阻害要因	必須構成の除外を安易に阻害要因とするのは誤り	 ✓ 概ね解消（認定基準が厳格化されるため）
第二層：クレーム解釈	装置の構造に差異がない限定で進歩性を認める矛盾	 ✕ 解消されない（判例の蓄積に委ねられる）
第三層：制度設計	除くクレームによる「パズルの権利化」の弊害	 ✓ 一部解消（出口の厳格化により抑制される）